

株式会社萩 人材紹介手数料、返金規定 抜粋

第2条 (紹介料金)

1. 本件業務の対価として、入社（入職）に至った場合下記の紹介料金が発生するものとする。人材紹介の対価として手数料は乙から甲への紹介の都度これを決定し、申込書に明示するものとする。

想定年収の15%（消費税別）

2. 常勤職員の紹介料算定の基礎となる「想定年収」とは、月例給与（諸手当含む）及び賞与の1年分とし、雇用契約時に予定された額によるものとする。但し、下記各号の定めに従うものとする。
- (1) 残業代や歩合給、業績などはあらかじめ策定できる範囲で月例給与に加える。
- (2) 賞与については、賞与計算対象期間を全期間勤務したものとして1年間に支給されるべき総額とし、入社の日割計算等の対象となる場合であっても、かかる1年分の満額を算入するものとする。また、雇用契約時においてかかる賞与の総額の全部または一部が特定されない場合、特定されない部分については甲における前年度の支給実績から見込まれる金額を乙が合理的に算出するものとする。
3. 雇用時の契約に於いて非常勤として採用しても、あらかじめ常勤職員になる時期が確定している場合、常勤職員の紹介料がかかるものとする。
4. 非常勤職員の紹介料算定の基礎となる「想定年収」とは、1年を52週として下記にて算出する。

時給×週当たり稼働時間×52週

5. 求職者の入社後7稼働日以内に求職者の就業形態に変更が生じた場合は、変更後の就業形態に応じて紹介手数料を算出し、甲及び乙はあらかじめ乙に提出しなければならないものとする。
6. 甲による内定通知（別紙「申込書」）を乙に提出したことをもって、内定とみなす）後、甲の都合により内定を取り消した場合、協議のうえ違約金を支払うものとする。
7. 甲は本契約の有効中及び本契約の終了後3年間について、乙が紹介した求職者を乙に対して通知することなく採用しないものとし、乙に通知することなく求職者を採用した場合は、本条1項に基づき甲は乙に紹介料を支払うものとする。
8. 乙は採用者の甲への入社日以降すみやかに紹介料金の請求書を甲に発行するものとする。
9. 甲は、本条1項発生月の翌月末までに、指定金融機関口座に上記料金を振込むものとする。なお振込手数料は、甲が負担するものとする。
10. 本条件を適用しない場合は、甲乙間で別に申込書内にて交わすものとする。

第3条 (採用者の退職等)

1. 乙は甲に対して紹介した採用者が、内定通知書に記載された入社日（入職日）から3ヶ月以内に、採用者の自己都合により退職、故意または過失により甲の規格等の解雇事由に抵触した場合、次のとおり定めるところの紹介料金を返還する。本条によるほか、いかなる場合でも紹介料の返金または減額はされないものとする。ただし雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他甲乙協議の上、乙の免責が合理的と判断される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。
- なお、当該退社（退職）が甲による紹介料の支払い前であっても、甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

1ヶ月未満の場合、紹介料金の100%
3ヶ月未満の場合、紹介料金の50%
6ヶ月未満の場合、紹介料金の20%

2. 採用者が入社日（入職日）までに内定を辞退した場合、乙は第2条の紹介料金を請求しないものとする。
3. 本条件を適用しない場合は、甲乙間で別に申込書内にて交わすものとする。